

長期優良住宅 料金表

令和3年4月1日改定
株式会社 技研

一戸建ての住宅(新築住宅)

単位:円(税込)

| 規模 | 標準手数料 |
|----|--------|
| | 44,000 |

共同住宅等(新築住宅)

単位:円(税込)

| 規模 | 標準手数料 |
|--------------------|-----------|
| 200㎡以下 | 44,000 |
| 200㎡を超え500㎡以下 | 99,000 |
| 500㎡を超え1,000㎡以下 | 165,000 |
| 1,000㎡を超え3,000㎡以下 | 330,000 |
| 3,000㎡を超え5,000㎡以下 | 550,000 |
| 5,000㎡を超え10,000㎡以下 | 770,000 |
| 10,000㎡を超える | 1,650,000 |

変更に係る技術的審査料金(一戸建ての住宅)

単位:円(税込)

| 変更内容 | 標準手数料 |
|---------------------------|-------------|
| 耐震等級・断熱等性能等級(仕様規定除く)に係る変更 | 上記手数料の1/2の額 |
| 上記以外の部分に係る変更 | 11,000 |

上記表に該当しない場合は、別途お問い合わせ下さい。

注1 再発行が必要な場合は2,200円(税込)／戸がかかります。

【技術的審査料金の徴収方法及び徴収時期】

1.徴収方法

手数料の支払いは、現金、銀行振込、又はクレジットカードによるものとする。

(※振込みによる場合は、弊社指定りそな銀行の口座とする)

但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込みとする。

2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。

但し、当社との合意があった場合は、支払いを交付日まで延長することができる。

また、掛売の場合は、双方合意の事項により定めるものとする。

3.減額に関する事項

当社が、合理的と判断する場合、上記手数料を減額することができる。

1)年間の申請件数が一定数を超える場合

2)当社が審査を合理的に省略できると判断できる場合

4.取り下げ際の留意事項

やむを得ない事由により、申請を取り下げる場合は、取下げ届を提出すること。

手数料については、50%返却することとする。(未審査の場合を除く)